第一項第一号から第五号まで（同項第二号及び第二号の二を除く。）に規定する「連結自己資本比率」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する連結自己資本比率をいい、第一項第一号及び第三号に規定する「連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率」、「連結Ｔｉｅｒ１比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項又は第三条第五項に規定する連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率、連結Ｔｉｅｒ１比率及び連結総自己資本比率をいう。

第十条の二第六項第一号中「第一項第一号」の下に「、第一号の二」を加え、同項第二号中「及び第四号」を「から第四号の二まで」に、「銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第三十四条の十第一項第四号」を「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第二条第五項」に改め、同条第七項中「第一項第三号」を「第一項第三号の二」に改め、同条第八項及び第九項を次のように改める。

８　第一項第四号から第六号まで（同項第四号の二を除く。）に規定する「国内基準」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第五項若しくは第三条第四項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第五項又は信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する国内基準をいう。

９　第一項第四号の二に規定する「第二基準」とは、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する第二基準をいう。

第二十五条第二号イ中「及び銀行法施行規則」の下に「（昭和五十七年大蔵省令第十号）」を加える。

第三条　前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

（前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正）

第三十一条第一項第一号中「次号」を「第二号」に改め、「、長期信用銀行又は信用金庫連合会」を削り、「八パーセント以上である」を「、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たす」に改め、同号に次のように加える。

イ　単体普通株式等Ｔｉｅｒ１比率　四・五パーセント以上であること。

ロ　単体Ｔｉｅｒ１比率　六パーセント以上であること。

ハ　単体総自己資本比率　八パーセント以上であること。

第三十一条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　海外営業拠点を有する長期信用銀行又は信用金庫連合会　最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあっては、当該説明書類）における国際統一基準に係る単体自己資本比率が八パーセント以上であること。

第三十一条第一項第四号中「八パーセント以上である」を「、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たす」に改め、同号に次のように加える。

イ　単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率　四・五パーセント以上であること。

ロ　単体Ｔｉｅｒ１比率　六パーセント以上であること。

ハ　単体総自己資本比率　八パーセント以上であること。

第三十一条第一項第五号中「八パーセント以上である」を「、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たす」に改め、同号に次のように加える。

イ　単体普通株式等Ｔｉｅｒ１比率　四・五パーセント以上であること。

ロ　単体Ｔｉｅｒ１比率　六パーセント以上であること。

ハ　単体総自己資本比率　八パーセント以上であること。

第三十一条第二項中「及び第二号」を「から第二号まで」に改め、同条第三項中「第一項第一号」の下に「及び第一号の二」を加え、「次項に規定する基準」を「銀行法第十四条の二第一号（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条又は信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する基準（次項及び第五項において「自己資本比率基準」という。）」に改め、同条第四項中「及び第二号」を「から第二号まで」に、「銀行法第十四条の二第一号（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条又は信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する基準」を「自己資本比率基準」に改め、「得られる比率」の下に「をいい、第一項第一号の「単体普通株式等Ｔｉｅｒ１比率」、「単体Ｔｉｅｒ１比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち国際統一基準（前項に規定する国際統一基準をいい、銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に係るものに限る。）に係る算式により得られる比率」を加え、同条第五項中「前項に規定する基準」を「自己資本比率基準」に改め、同条第七項中「得られる比率」の下に「をいい、「単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率」、「単体Ｔｉｅｒ１比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち当該算式により得られる比率」を加え、同条第八項中「得られる比率」の下に「をいい、「単体普通株式等Ｔｉｅｒ１比率」、「単体Ｔｉｅｒ１比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち当該算式により得られる比率」を加える。

（資金移動業者に関する内閣府令の一部改正）

第四条　資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「次号」を「第二号」に改め、「、長期信用銀行又は信用金庫連合会」を削り、「八パーセント以上である」を「、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たす」に改め、同号に次のように加える。

イ　単体普通株式等Ｔｉｅｒ１比率　四・五パーセント以上であること。

ロ　単体Ｔｉｅｒ１比率　六パーセント以上であること。

ハ　単体総自己資本比率　八パーセント以上であること。

第十五条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　海外営業拠点を有する長期信用銀行又は信用金庫連合会　最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあっては、当該説明書類）における国際統一基準に係る単体自己資本比率が八パーセント以上であること。

第十五条第一項第四号中「八パーセント以上である」を「、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たす」に改め、同号に次のように加える。

イ　単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率　四・五パーセント以上であること。

ロ　単体Ｔｉｅｒ１比率　六パーセント以上であること。

ハ　単体総自己資本比率　八パーセント以上であること。

第十五条第一項第五号中「八パーセント以上である」を「、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たす」に改め、同号に次のように加える。

イ　単体普通株式等Ｔｉｅｒ１比率　四・五パーセント以上であること。

ロ　単体Ｔｉｅｒ１比率　六パーセント以上であること。

ハ　単体総自己資本比率　八パーセント以上であること。

第十五条第二項中「及び第二号」を「から第二号まで」に改め、同条第三項中「第一項第一号」の下に「及び第一号の二」を加え、「次項に規定する基準」を「銀行法第十四条の二第一号（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条又は信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する基準（次項及び第五項において「自己資本比率基準」という。）」に改め、同条第四項中「及び第二号」を「から第二号まで」に、「銀行法第十四条の二第一号（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条又は信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する基準」を「自己資本比率基準」に改め、「得られる比率」の下に「をいい、第一項第一号の「単体普通株式等Ｔｉｅｒ１比率」、「単体Ｔｉｅｒ１比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち国際統一基準（前項に規定する国際統一基準をいい、銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に係るものに限る。）に係る算式により得られる比率」を加え、同条第五項中「前項に規定する基準」を「自己資本比率基準」に改め、同条第七項中「得られる比率」の下に「をいい、「単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率」、「単体Ｔｉｅｒ１比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち当該算式により得られる比率」を加え、同条第八項中「得られる比率」の下に「をいい、「単体普通株式等Ｔｉｅｒ１比率」、「単体Ｔｉｅｒ１比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち当該算式により得られる比率」を加える。

（資金移動業者に関する内閣府令の一部改正）

第五条　資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「次号」を「第二号」に改め、「、長期信用銀行又は信用金庫連合会」を削り、「八パーセント以上である」を「、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たす」に改め、同号に次のように加える。

イ　単体普通株式等Ｔｉｅｒ１比率　四・五パーセント以上であること。

ロ　単体Ｔｉｅｒ１比率　六パーセント以上であること。

ハ　単体総自己資本比率　八パーセント以上であること。

第十五条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　海外営業拠点を有する長期信用銀行又は信用金庫連合会　最終の業務及び財産の状況に関する説明書類（当該説明書類に係る事業年度の翌事業年度の中間事業年度に係る説明書類がある場合にあっては、当該説明書類）における国際統一基準に係る単体自己資本比率が八パーセント以上であること。

第十五条第一項第四号中「八パーセント以上である」を「、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たす」に改め、同号に次のように加える。

イ　単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率　四・五パーセント以上であること。

ロ　単体Ｔｉｅｒ１比率　六パーセント以上であること。

ハ　単体総自己資本比率　八パーセント以上であること。

第十五条第一項第五号中「八パーセント以上である」を「、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たす」に改め、同号に次のように加える。

イ　単体普通株式等Ｔｉｅｒ１比率　四・五パーセント以上であること。

ロ　単体Ｔｉｅｒ１比率　六パーセント以上であること。

ハ　単体総自己資本比率　八パーセント以上であること。

第十五条第二項中「及び第二号」を「から第二号まで」に改め、同条第三項中「第一項第一号」の下に「及び第一号の二」を加え、「次項に規定する基準」を「銀行法第十四条の二第一号（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条又は信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する基準（次項及び第五項において「自己資本比率基準」という。）」に改め、同条第四項中「及び第二号」を「から第二号まで」に、「銀行法第十四条の二第一号（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条又は信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する基準」を「自己資本比率基準」に改め、「得られる比率」の下に「をいい、第一項第一号の「単体普通株式等Ｔｉｅｒ１比率」、「単体Ｔｉｅｒ１比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち国際統一基準（前項に規定する国際統一基準をいい、銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に係るものに限る。）に係る算式により得られる比率」を加え、同条第五項中「前項に規定する基準」を「自己資本比率基準」に改め、同条第七項中「得られる比率」の下に「をいい、「単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率」、「単体Ｔｉｅｒ１比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち当該算式により得られる比率」を加え、同条第八項中「得られる比率」の下に「をいい、「単体普通株式等Ｔｉｅｒ１比率」、「単体Ｔｉｅｒ１比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち当該算式により得られる比率」を加える。